

○大隅肝属広域事務組合財産規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第17号

肝属地区一般廃棄物処理組合財産規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 大隅肝属広域事務組合における財産の取得、管理及び処分に関する事務については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（準用規定）

第2条 財産の取得、管理及び処分に関する事務については、鹿屋市財産規則（平成18年鹿屋市規則62号）を準用する。ただし、同規則中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。